

物 件 目 録

一 磁気信号記録用金属粉末。ただし、原告が平成五年二月一七日以後平成七年二月三十一日までに製造及び販売したものと同一のもの。

二 「8mm Video Cassette P5-90MP PAL/SECAM SP90min Video 8」又は「Sony Metal MP Video 8 P6」と称されるソニービデオテープに使用されている磁気信号記録用金属粉末。

三 「NTSC P6-120 8mm」又は「Scotch NTSC P6 8mm」と称されるスコッチビデオテープに使用されている磁気信号記録用金属粉末。